

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年10月18日付けで本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分については、全て公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和5年10月10日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「島根県の水産業に関して現在実施されている全ての資源管理計画及び資源管理協定」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和5年10月18日付けで次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

島根県において確認している資源管理計画

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

資源管理計画のうち、自主的管理措置

エ 公開しない理由

資源管理計画に参画する者の操業等に関する情報であり、公開することで競争上の不利益を与えると認められるため（条例第7条第3号に該当）

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和6年1月10日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和6年6月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る非開示の処分のうち、「自主的資源管理措置の内容」を開示する処分に変更するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、以下の理由により不当である。

非開示とされたもののうち、「自主的管理措置の内容」は法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であるものの、公開することで競争上の不利益を与えるとは、以下の理由により認められず、ま

たは、上記理由により非開示とすることは、国民の知る権利を不当に制限するものである。

ア 比較検討のため本州で漁業生産量が10万トン以上ある漁獲量上位県である茨城県、静岡県、宮城県、三重県、千葉県、宮崎県に対して島根県に対して行った内容と同一の情報公開請求を行ったところ、これらの県でも情報公開条例において公開することで競争上の不利益を与えること等を理由として情報の非開示を認めているにもかかわらず、いずれの県においても資源管理措置の内容を全面的に開示する決定を行っており、島根県のみ競争上の不利益を与えることを理由として非開示の決定を下すことは適法と考えられない。

イ 開示を行った他県についてはその内容が公表可能であることから、島根県のみが非開示の決定を行うことは、開示を行った他県の漁業者の競争上若しくは事業運営上の地位を不当に損ないかねない。

ウ 「資源管理計画」は、漁業者が不漁時に損失補填を受ける「積立ぷらす」という制度に加入する条件となっている。これは、厳しい資源管理計画を実施した場合、漁獲量の削減が発生することが想定され、こうした場合に厳格な資源管理に取り組んでいる漁業者が不利益を受けないようにするという趣旨に基づくものである。

この資源管理計画に取り組む漁業者に対する減収補填制度は、国の令和5年度水産予算においても「漁業収入安定対策」の項目の下、前年度補正を含め総額581億8200万円（令和5年度当初予算201億8600万円、令和4年度補正379億9600万円）と国の水産予算全体の18%を占める、水産予算における最も中心的な予算項目の一つである。当該予算項目が適正に実施されているか如何は、資源管理計画の内容の適切性（資源管理計画が資源の保全管理に実効的なものであるか等）にも直接関係するものである。資源管理計画の内容が公開されることは、国庫から支出される税金が適正に支出されているかを知るため必要であり、国民の知る権利等によって保障されるべきものと考えられ、非公開はこの権利を不当に制限するものである。

エ 「資源管理計画」は、令和6年度より「資源管理協定」に移行することが予定されている。資源管理協定はその公開が予定されており、資源管理協定に移行した一部の県ではすでにホームページ上において公開が開始されている。本件情報公開は、資源管理計画を学術的観点等から比較検討を行うために請求したものである。今年度までに実施された「資源管理計画」の内容が島根県のみ非公開とされてしまい、行政文書の保存期間が経過後に廃棄されてしまえば、各都道府県間における資源管理計画や島根県でも開示が予定されている資源管理協定との学術的な比較検討を行うことが将来不可能となってしまう、国民の知る権利を不当に制限するものである。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

当該処分は、本件公文書公開請求の対象となった資源管理計画のうち、自主的管

理措置に関する内容が記載された部分を非公開としたものである。本件対象公文書は、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき、漁業者が作成したものである。記載内容には、資源管理を行うために当該計画に参加する漁業者が自主的に取り組む休漁の時期などの操業に関する情報が含まれており、これを公開することにより、当該計画に参加している漁業者にとって競争上の不利益を与えると認められることから、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条第3号に該当し、これに該当する内容が記載された部分を非公開としたものである。

よって、非公開部分を改めて公開するとの判断には至らないと考える。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 国の水産政策について

国の水産政策については、水産政策の基本的指針である水産基本法（平成13年法律第89号。以下「基本法」という。）が平成13年に制定された。基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展の実現に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本法第11条に基づいた水産基本計画を策定し、これに基づいた水産政策を推進している。

ア 資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制

水産基本計画（平成24年3月）では、「平成23年度に開始した資源管理・漁業所得補償対策を中核施策とし、漁業発展の足場となる資源管理の一層の推進と漁業経営の安定を図る」ことが具体的な施策の一つとされている。

この資源管理の取組は、水産基本計画（平成24年3月）及び「資源管理指針・資源管理計画作成要領」（平成23年3月29日付け22水管2354号水産庁長官通知。以下「作成要領」という。）によると、国及び各都道府県が「資源管理指針」を策定し、同指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載した「資源管理計画」を作成することとされている。そして、国及び都道府県は、指針に記載された資源管理方針及び資源管理措置が確実に実現されるよう、関係漁業者に対し、計画が確実に作成されるよう指導を行うとともに、作成された計画

が指針に即したものであるかについて、確認を行うこととされている。

また、資源管理計画は、策定後4年を経過した次の年度に、計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証することとされており、この評価・検証は、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施するとされている。（上記作成要領）

島根県では、島根県資源管理協議会がその履行を適切に確認し、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならないことと規定されている。（島根県資源管理指針（平成23年3月30日策定））

イ 資源管理・収入安定対策について

国は漁業者が上記5(2)アの資源管理計画に参加し、これが確実に実施されている場合に、資源管理・収入安定対策によって、漁獲変動等に伴う減収の補填や、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済掛金への国の法定補助に加え、上乘せ補助を実施している。

そして、当該対策の実施により資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を、基本的に全ての漁業者の参画を得て全国的に推進するとしている。（水産基本計画（平成24年3月））

ウ 漁業法の改正について

ところで、令和2年12月に漁業法（昭和24年法律第267号）が改正され、上記5(2)アの漁業者の自主的な資源管理の制度は法定化された。漁業者は漁業法第124条第1項により、資源管理に関する協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事に提出、当該協定が適当である旨の認定を受けることができることとされた。

国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは、上記漁業法改正後も引き続き存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、令和5年度末までに上記の改正漁業法に基づく資源管理協定に移行を完了させることとされた。（水産基本計画（令和4年3月））

そして、国は資源管理協定について「法に基づき都道府県知事が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及することが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証の結果とともに適切な方法で公表することとする」としている。（「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の一部改正について（令和5年12月28日付け5水管2607号水産庁長官通知））

なお、当審査会において、本件対象公文書である資源管理計画及び当該計画から移行された資源管理協定を見分したところ、今回、実施機関が非公開とした自主的管理措置の内容は、移行後の協定では「資源管理の目標の達成のための具体的な取組」の部分に記載されており、その内容は基本的に変更されていないことが確認できた。

(3) 本件対象公文書及び審査の対象について

本件対象公文書は、上記作成要領に基づき漁業者が作成した資源管理計画（計86 計画）である。本件対象公文書のうち、漁業者が自主的に行う資源管理措置（休漁や漁獲量や漁具の制限等）の部分について、実施機関は条例第7条第3号に該当するため非公開とし、審査請求人が公開を求めていることから、当審査会において、条例第7条第3号の該当性について判断することとする。

(4) 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

(5) 条例第7条第3号の該当性について

本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて以下、検討する。

ア 実施機関は、当該計画に参加する漁業者が自主的に取り組む自主的管理措置の部分について、公開することにより当該計画に参加している漁業者にとって競争上の不利益が与えられると認められることから本号に該当するとして非公開とした。

この点について、当審査会から実施機関に対し、具体的にどのような不利益が生じるのか追加の説明を求めたところ、実施機関の説明は、以下のとおりであった。

（休漁）

休漁中に操業し、資源への漁獲圧が高まることで、資源を維持・回復させるための管理の効果が減少

また、休漁中に漁獲物が流通することで、市場での価格形成に影響を及ぼす可能性

（漁獲量制限）

資源の再生産能力を超える漁獲をすることで、資源を維持・回復させるための管理の効果が減少

また、流通量が増えることで、市場での価格形成に影響を及ぼす可能性

（小型魚の制限）

小型魚を漁獲することによって、産卵に寄与する親が減り、資源を維持・回復させるための管理の効果が減少

(漁具の制限)

使用する漁具の規模を制限して資源への漁獲圧を抑えたり、網目を大きくすることで小型魚を保護しているが、

- ・より規模の大きい漁具を使用することで、資源への漁獲圧を高め、資源を維持、回復させるための管理の効果が減少
- ・小さな網目で小型魚を漁獲することによって、産卵に寄与する親が減り、資源の維持、回復させるための管理の効果が減少

(種苗放流)

種苗放流は、小型魚の制限又は漁具の制限と組み合わせて行うが、小型魚を漁獲することによって、産卵に寄与する親が減り、資源を維持、回復させるための管理の効果が減少

以上の実施機関の弁明書及び追加の説明は、市場での価格形成に影響を及ぼす可能性や水産資源を維持・回復させるための管理の効果が減少するといった一般論に終始しており、本件公文書を公開することにより計画に参加する漁業者の権利、利益が害されることとなるか否かについて、当審査会が判断するに十分な根拠を示したものとなっていないため、本号に該当すると認める根拠を見出すことはできなかった。

イ さらに、上記 5 (2)イにある資源管理・収入安定対策により資源管理の一層の推進と漁業経営の安定を図るため、国においては、平成 24 年度及び平成 25 年度には、全国で取り組まれている資源管理計画の中から、資源管理・収入安定対策を活用した優良・先進的な事例の紹介を行っている。この事例紹介においては、平成 24 年度及び平成 25 年度当時の資源管理計画に定められていた漁業者の自主的管理措置の具体的な内容についても紹介されている。

また、水産基本計画（平成 29 年 4 月）では、数量管理等による資源管理の充実に向け「資源管理を着実に推進するためには、漁業者はもとより、漁獲物を利用する関連産業や国民の認識の共有を図ることが重要であることから、資源の状況、管理の目標や管理措置等について、積極的に情報発信を行う」としている。

ウ そして、資源管理計画及び漁業法改正による資源管理協定は、いずれも水産資源管理のための漁業者らによる自主的な取組について定められたものであること、また上記 5 (2)イにある資源管理・収入安定対策の仕組みが法改正前後において維持されていることを鑑みると、上記 5 (2)ウで述べた資源管理協定は適切な方法で公表するとした趣旨は、法改正前の資源管理計画についても同様に妥当すると考えられる。

したがって、本件公文書を公開することによって、関係漁業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第 7 条第 3 号には該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第183号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 6年 6月 25日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 6年 12月 5日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 1月 9日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 2月 13日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 3月 14日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 4月 17日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 5月 22日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 6月 26日 (審査会第7回目)	審議
令和 7年 7月 14日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会